

令和3年度 公文書開示状況（2月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
1	R4.1.6	R4.2.3	職員の副業の状況（申請書、許可書、却下書含む）（過去2年分）															東京都情報公開条例第6条第1項は、公文書の開示の請求方法を定め、開示請求は同項各号に定める事項を明らかにして行わなければならぬとし、同項第2号で「開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の記載について定めている。本件開示請求においては、請求内容特定のために、補正書の提出依頼を行ったが、開示請求者から補正書の提出がなく、請求内容の趣旨を把握することが出来なかつたため、同号の「開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の記載に不備があり、開示請求に係る公文書を特定することができないと認められたことから、開示請求を却下するものである。	生活文化局広報広聴部情報公開課
2	R4.1.20	R4.2.3	令和〇年〇月〇日付交通事故電話相談カード	1	1					1				1				(7条2号) 当該事故の詳細及び個人のプライバシーに関する情報が記録されており、公にすることにより、当該個人及び当該事故の相手方の権利利益を害するおそれがあるため (7条6号) 都に寄せられた交通事故相談は、都の広聴業務に関する情報であつて、公にすることにより、将来の情報公開をおそれ正確な事故内容や相談者の率直な要望等を把握できなくなるなど、今後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局広報広聴部市民の声課
3	R4.1.6	R4.2.7	元警察官の採用状況 採用理由、伺い、賃金、り歴書最新のもの															東京都情報公開条例第6条第1項は、公文書の開示の請求方法を定め、開示請求は同項各号に定める事項を明らかにして行わなければならぬとし、同項第2号で「開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の記載について定めている。本件開示請求においては、請求内容特定のために、補正書の提出依頼を行ったが、開示請求者から補正書の提出がなく、請求内容の趣旨を把握することが出来なかつたため、同号の「開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の記載に不備があり、開示請求に係る公文書を特定することができないと認められたことから、開示請求を却下するものである。	生活文化局広報広聴部情報公開課
4	R4.1.25	R4.2.8	昭和〇〇年〇〇月〇〇日前後で、東京都所有の東京都中央区築地〇丁目〇番地〇の土地の一部を目的として、賃貸人を東京都として、賃借人を、〇〇丁目〇〇番〇〇号〇〇（当時）居住の〇〇と〇〇丁目〇〇番〇〇号〇〇（当時）居住の〇〇で締結された土地賃貸借契約書または土地地上権設定契約書							1							【根拠規定】 東京都情報公開条例第10条 【適用理由】 本件請求内容に係る公文書の存否を応答するだけで、条例に規定する以下の非開示情報を開示することとなるため、東京都情報公開条例に基づき、本件請求内容に係る公文書の存否を明らかにすることができない。 東京都及び特定の個人との間で行われた契約に係る情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）。	生活文化局広報広聴部情報公開課	